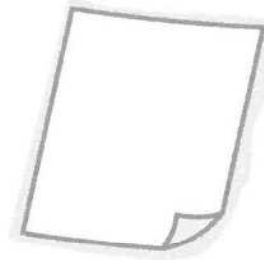


# 聞こえづらい時の指差し会話表 ①

こんにちは。  
今日はどんな用事ですか？



申請書や通知などをお持ちですか？



少々お待ちください。



氏名、住所などをご記入ください。



お待たせしました。



ご本人確認のできるものを見せてください。

- 免許証
- マイナンバーカード
- 障害者手帳
- 保険証 など



## 聞こえづらい時の指差し会話表 ②

お待たせしました。  
書類をご確認ください。



料金は

円です。



これで手続きは終わりです。  
お疲れ様でした。



お支払いは現金ですか？

- 現金
- カード
- PayPay 等キャッシュレス決済

気を付けてお帰りください。



お待たせしました。

- おつりとレシートです。
- レシートです。

# この街だから、できること。

# glocal

## 岡山商工会議所会報

glocal:グローバル/グローバル+ローカル(英語:global+local) 地域性を加味した上で世界的な視野に立つ。

vol.351 2023 / 9

### 明日を拓く企業の戦略



インフラを支える技術力で発展  
デジタル化の推進が職場を改革する

## 大和クレス(株)

代表取締役社長 林 美佐 氏

今月のイチオシ!  
Cafetta 岡山店  
店長 沙耶香さん



会員情報 プラザ  
おかやまデジタルマホー  
参加店特集

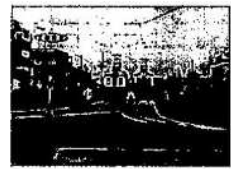


9月1日  
ハレノワグランドオープン!  
劇場を活用した  
まちづくりを  
岡山芸術創造劇場プロデューサー  
渡辺 弘氏



支援情報直送便  
コロナ借換保証制度  
岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金

そうだったのか!  
おかやま産業史  
アーカイブ



# 令和6年 4月1日から 障害のある人への合理的配慮が 義務付けになります！



## 障害者差別解消法

障害のある人もない人も、すべての人がお互いの人格を尊重しながらともに生活できる社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を目指す法律です。

令和3年にこの法律が改正され、事業者においても障害者への合理的配慮が、「努力義務」⇒「義務」になります。

## 合理的配慮とは？

障害のある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要とする意思が伝えられたときに、過重な負担とならない範囲でできるだけ対応することです。国の行政機関や地方公共団体などと同様に、事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられました。

求められた配慮が過重な負担となるときは、障害のある人に過重な負担となる理由を説明し、別の配慮を提案するなど建設的に話し合うことが大切です。

障害のある人への合理的配慮は、相手の立場になって考えるちょっとした心づかいから生まれます。自分たちの職場などでは何ができるかを考えてみましょう。

## 具体例

- 段差のある場所では …… 電車の乗り降りや店舗の出入り口などの段差がある場所にスロープ設置。
- 受付でのやりとりでは …… ホテルのフロントや施設の受付など聴覚障害のある人とのやり取りに、筆談やタブレットを利用。
- 電話のみの予約を …… 聴覚障害のある人などのために、FAXでも受付ができるように。
- 店内のレイアウトを …… 飲食店などで、車いすの人も利用できるようにテーブルやいすの配置を一部変更。
- 事前準備で …… 会議などで、障害のある人の参加が事前にわかっている場合は、障害に応じた資料の準備やサポートする同伴者の参加を検討。



詳しくはこちらをご覧ください。

内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

お問い合わせ先 岡山市障害福祉課 TEL.086-803-1235



## 9月は障害者雇用支援月間です

障害者を雇い入れた場合などに活用できる助成金があります。すべての人が働きやすい職場づくりにご検討ください。

### 雇い入れた場合

#### ▶ 特定求職者雇用開発助成金

＜特定就職困難者コース＞

ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成

＜発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース＞

ハローワーク等の紹介により、発達障害者または難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成

#### ▶ トライアル雇用助成金

＜障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース＞

障害者を試行的に雇い入れた事業主、または週20時間以上の勤務が難しい精神障害者・発達障害者を、20時間以上の勤務を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成

### 施設等の整備や適切な雇用管理の措置を行った場合

#### ▶ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

事業主が障害者を雇用するために、職場の作業施設・福祉施設等の設置・整備、適切な雇用管理のために必要な介助等の措置、通勤を容易にするための措置等を講じた場合、その費用の一部を助成

### 職業能力開発をした場合

#### ▶ 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）

障害者に対して障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置・整備または更新を行う事業主および対象障害者に対して障害者職業能力開発訓練事業を行う事業主に対して助成

ほかにも各種あります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

